

静岡県告示第223号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年8月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類(通称名Cyclopentyl fentanyl)	令和元年8月30日
5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類(通称名CUMYL-PEGACLONE)	令和元年8月30日
5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類(通称名5F-CUMYL-PEGACLONE)	令和元年8月30日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。